

27 高医薬第 271 号
平成 27 年 5 月 25 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

厚生労働省通知の送付について

日頃は、本県の薬務行政にご尽力賜り感謝申し上げます。

さて、厚生労働省から下記の通知がありましたので、別添のとおり写しを送付いたします。今回の包括指定の物質数は、840 物質です。(指定範囲に含まれる物質のうち、既に指定薬物に指定されている 13 物質を含む。)

この結果、平成 27 年 5 月 1 日時点で、指定薬物の総数は 2,297 物質(個別指定 193 物質、カンナビノイド系包括指定 770 物質、カチノン系包括指定 1,334 物質)となります。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、当課のホームページにも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

(平成 27 年 5 月 1 日付け薬食発 0501 第 1 号)

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

薬事指導 高尾、土居

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137